

1-3 総合評価方式による評価

(要旨)

(1) 評価方式の特性と政策評価の枠組み

- ① 総合評価方式は、政策の見直しや改善に向け、政策評価の結果を政策に反映する上で特定のテーマを設定し、テーマに係る政策手段とともに政策効果の発現状況を具体的に明らかにし、政策の問題点の把握とその原因の分析を実施し、問題点の解決に資する情報を提供するという性格を有する方式である。
- ② 基本計画において、総合評価方式による評価を行うこととされている府省は、13府省である。

(2) 政策評価の実施状況 37件

一般政策を対象に総合評価方式による評価が行われ、平成20年1月1日から12月31日までに評価書が総務大臣に送付された10府省112件の政策評価のうち、特定のテーマを設定している8府省37件について整理した結果は、以下のとおりである。

- ① 政策評価の設計については、以下の状況がみられる。
 - i) 7府省の政策評価では、評価対象のテーマに関する情報・データに基づき、政策効果を具体的に把握した上で、様々な角度から調査・分析がなされ、評価が行われている。
 - ii) 防衛省の政策評価では、評価対象のテーマに関する情報・データに基づいた政策効果が具体的に把握されておらず、政策効果の把握に代えて、制度、取組、行政活動の実績（アウトプット）の説明が行われている。
- ② 政策評価の時点については、おおむね、効果がある程度発現し、実際の効果等に関する情報・データの収集が可能となった時点において評価が行われている。
- ③ 政策効果等の調査・分析手法については、以下のように、参考となる調査・分析手法の適用がみられる。
 - i) 施策の体系が明確に位置付けられているもの（国土交通省）
 - ii) 政策の論理的な構造について分析がされ、政策効果の把握が行われているもの（文部科学省）
 - iii) 政策の問題点について深く掘り下げた分析が行われているもの（国土交通省）

(3) 今後の課題

- ① 総合評価方式による評価を的確に行うためには、まず政策評価の目的などをあらかじめ明確にし、得ようとする情報の内容に応じて、合理的な調査・分析手法を選択し組み合わせるなど政策評価の設計を十分に検討することが必要である。
- ② 各府省により行われた政策評価の中には、的確な調査・分析手法が適用されているものがあり、こうした他府省の事例を参考にすることが有益である。

- ③ 政策の見直しや改善に資する評価を行うためには、政策の問題点の把握のみならず、その原因について掘り下げた分析を行うことが必要である。

(説明)

(1) 評価方式の特性と政策評価の枠組み

(評価方式の特性)

総合評価方式については、基本方針において、「政策の決定から一定期間を経過した後を中心に、問題点の解決に資する多様な情報を提供することにより政策の見直しや改善に資する見地から、特定のテーマについて、当該テーマに係る政策効果の発現状況を様々な角度から掘り下げて分析し、政策に係る問題点を把握するとともにその原因を分析するなど総合的に評価する方式」とされている（基本方針（別紙）[総合評価方式]）。

このように、総合評価方式は、

- ① 政策の見直しや改善に向け、政策評価の結果を政策に反映する上で特定のテーマを設定し、
- ② テーマに係る政策手段とともに政策効果の発現状況を具体的に明らかにし、
- ③ 政策の問題点の把握とその原因の分析を実施し、問題点の解決に資する情報を提供する

という性格を有する評価方式であり、事後評価が中心となる。

なお、各府省から送付を受けた評価書において設定されている特定のテーマは、図表 I-1-3-①のとおりである。

図表 I - 1 - 3 - ① 評価の対象とされた特定のテーマ

府省 (件数)	テ ー マ
内閣府 (3)	電子政府の構築 (内閣府本府電子政府構築計画)
	沖縄振興計画 (沖縄の振興への取組)
	障害者施策の総合的推進 (障害者基本計画)
公正取引委員 会 (4)	下請法違反行為に対する措置 - 役務委託等の下請取引分野における下請法の運用及び処理の影響について -
	規制改革分野における競争環境の整備 - 「農業協同組合の活動に関する独占禁止法上の指針」の作成・公表 -
	独占禁止法違反行為に対する措置 - 大規模小売業者による優越的地位の濫用行為を排除した後の取引の適正化の状況 -
	法令遵守意識の向上 - 入札談合の防止に係る発注機関における法令遵守意識の向上等 -
国家公安委員 会・警察庁 (1)	警察による国際協力の推進
金融庁 (1)	金融システム改革 (日本版ビックバン)
文部科学省 (2)	少子化社会対策に関連する子育て支援サービス
	若年者雇用対策
厚生労働省 (9)	国立高度専門医療センターの独立法人化
	感染症対策の充実
	第10次労働災害防止計画
	障害者雇用促進法に基づく障害者雇用対策の見直し
	介護事業運営適正化に関する介護事業者に対する規制の見直し
	戦没者の父母等に対する特別給付金制度
	若年者雇用対策
	少子化社会対策に関連する仕事と生活の調和の実現に向けた取組
	子育て支援サービス
国土交通省 (5)	環境政策・省エネルギー政策 - 環境行動計画を踏まえて -
	不動産取引価格情報の開示 - 土地市場の条件整備 -
	河川環境の整備・保全の取組み - 河川法改正後の取組みの検証と今後の在り方 -
	船舶の運航労務に係る事後チェック体制の強化策
	安全性と効率性が両立した船舶交通環境の創出 - ふくそう海域における大規模海難の防止及び航行時間短縮への取組み -
防 衛 省 (12)	防衛省の視聴覚広報の在り方について
	弾道ミサイル防衛政策
	防衛省における大量破壊兵器等の不拡散への取組
	防衛省における国民保護施策
	中央指揮システム (CCS) の充実整備
	自衛官の再任用制度
	貸費学生制度
	PFI方式を取り入れた公務員宿舎整備
	看護師養成課程の4年制化
	船舶の維持におけるたん航性及び安全性並びにその使用目的に対する適合性の確保 (船舶検査制度)
	不用弾、不良弾の陸上処分
	特別損失補償及び施設周辺損失補償

(注) 各府省から送付を受けた評価書に基づき本省が作成した。

総合評価方式による評価は、政策効果の発現状況を様々な角度から分析すること
を特徴とする一方で、評価の目的や評価を行うに当たっての問題意識をあらかじめ
明確にしておかなければ、分析の焦点が定まらず、現状を記述するにとどまってし
まう可能性がある。評価を政策の見直しや改善に結び付けるためには、評価の対象
とする政策及びこれに関する特定のテーマを設定するに当たって、十分な検討を行
うことが求められる。

（政策評価の枠組み）

基本計画において、総合評価方式による評価を行うこととされている13府省（内
閣府、公正取引委員会、国家公安委員会・警察庁、金融庁、総務省、法務省、外務
省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省及び防衛省）につ
いて、基本計画に定められている評価方式の内容をみると、おおむね上記の①から
③までの要素を含んだものとなっている（資料Ⅰ－1－3－①参照）。

このうち、国土交通省においては、総合評価方式による評価の具体的な実施のた
めの計画の検討や事前準備が十分に行えるように、5年を計画期間とする基本計画
において各年度に行う評価テーマが定められている。また、総合評価方式による評
価を的確に行うため、基本計画において、図表Ⅰ－1－3－②のとおり実施手順が
定められている。

図表Ⅰ－1－3－② 国土交通省政策評価基本計画（平成19年4月）の抜粋

- | |
|--|
| <p>ア それぞれのテーマに即した目的や政策目標を明確に設定し、関連する施策
等の範囲を明らかにする。</p> <p>イ 当該プログラムの目的とした成果が適切に達成されているかどうかを検証
する。</p> <p>ウ それがどのように達成されたか、またどの程度達成されたかを分析し、可
能な限り明らかにする。必要があれば、プログラムの効果について、短期的
効果と中長期的効果に分けて分析するとともに、可能であれば、各施策等ご
との費用と効果の関係についても言及する。</p> <p>エ 今後、目的や目標をよりよく達成し、効果的・効率的に成果をあげるため
には、何が課題で、改善方策として何が考えられるかについても明らかにす
る。</p> <p>オ 評価実施後、その結果のほか、バックデータ等の関係資料、実施過程にお
いて第三者から示された専門的知見から助言等の概要、当該評価結果に対す
る第三者の意見等を評価書として取りまとめ、公表する。</p> |
|--|

なお、総務省及び外務省では、総合評価方式を用いて主要な行政目的に係る政策
を評価しようとしており、特定のテーマを設定して評価が行われている他の府省と

は異なる枠組みの下で評価が行われている（資料 I - 1 - 3 - ②参照）。

（２）政策評価の実施状況

ア 審査の対象

13 府省のうち、一般政策を対象に総合評価方式による評価が行われ、平成 20 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までに評価書が総務大臣に送付されたのは、10 府省（内閣府、公正取引委員会、国家公安委員会・警察庁、金融庁、総務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省及び防衛省）である。政策評価の実施件数は計 112 件であり、すべて事後評価である。このうち、特定のテーマを設定し行われている政策評価 8 府省 37 件を審査の対象とした（注）。

（注）評価書の形で送付されてきているも、中間的な報告（法務省 2 件）並びに平成 18 年度及び 19 年度に行われた政策評価のフォローアップ（厚生労働省 4 件）については、審査の対象から除いている。

また、総務省（9 件）及び外務省（66 件）については、主要な行政目的に係る政策を評価しようとしており、他の府省とは異なる枠組みで行われているため、審査の対象から除いている。なお、総務省及び外務省により行われた総合評価方式による評価については、「Ⅱ - 6 総務省」及び「Ⅱ - 9 外務省」を参照

（実施府省数及び件数の推移）

評価法が施行された平成 14 年度以降における、特定のテーマを設定し行われている総合評価方式による評価の実施府省数及び件数をみると、図表 I - 1 - 3 - ③のとおりであり、実施件数については、近年 30 件前後で推移している。

図表 I - 1 - 3 - ③ 総合評価方式による評価の実施府省数及び件数の推移

（単位：府省、件）

	平成 14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度
府 省	2	5	6	9	9	8	8
件 数	29	7	31	29	36	26	37

（注） 1 過去の審査結果を基に当省が作成した。

2 審査の対象とした政策評価について計上している。

イ 審査の結果

特定のテーマを設定して評価が行われている 8 府省の政策評価について、その政策評価の設計、政策評価の時点及び政策効果等の調査・分析手法について整理した結果は、以下のとおりである。

（ア）政策評価の設計

総合評価方式は、評価対象として設定した個々のテーマに応じて各種の政策効果等の調査・分析手法を組み合わせ、政策効果を具体的に明らかにし、政策

の問題点の把握とその原因を分析し、問題点の解決に資する情報を提供するものである。このため、政策評価の実施に当たっては、評価の目的や評価を行うに当たっての問題意識を明確にし、得ようとする情報の内容に応じて、合理的な調査・分析手法を選択するとともに、信頼できる情報・データに基づき、政策効果を具体的に把握した上で評価を行うことが重要であり、個々の政策評価における設計が重要である。

今回、審査の対象とした政策評価の設計をみると、おおむね、政策評価の目的（なぜ評価を行い、何を明らかにするのか）、政策評価の視点（どのような情報を得ようとするのか）、政策評価の手法（設定した評価指標、適用した調査・分析手法）が記述されているが、政策効果の把握について、以下の状況がみられる。

- ① 7府省（内閣府、公正取引委員会、国家公安委員会・警察庁、金融庁、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省）の政策評価では、評価対象のテーマに関する情報・データに基づき、政策効果を具体的に把握した上で、様々な角度から調査・分析がなされ、評価が行われている。

このうち、文部科学省及び国土交通省の政策評価においては、施策を構成する個々の事務事業等や政策効果の発現状況を様々な角度から掘り下げて分析・検証し、政策の問題点を把握するとともにその原因について分析を行っており、他の評価方式では必ずしも得ることができない多様な情報が提供されている。

- ② 防衛省の政策評価では、評価対象のテーマに関する情報・データに基づいた政策効果が具体的に把握されておらず、政策効果の把握に代えて、制度、取組、行政活動の実績（アウトプット）の説明が行われており、問題点の把握については、定性的な現状認識の整理にとどまっている。

（イ）政策評価の時点

総合評価方式は、政策効果を具体的に明らかにし、政策の問題点を把握するとともにその原因を分析し、問題点の解決に資する情報を提供するものである。このため、評価対象のテーマに関し、政策効果がある程度発現し、実際の政策効果等の把握に必要な実績に基づく各種の詳細な情報・データが入手可能であるという条件が整った時点において実施するのが最も有効である。

今回、審査の対象とした8府省（内閣府、公正取引委員会、国家公安委員会・警察庁、金融庁、文部科学省、厚生労働省、国土交通省及び防衛省）の政策評価では、おおむね、評価対象のテーマについての政策が実施された後で、その効果がある程度発現し、実際の効果等に関する情報・データの収集が可能となった時点において評価が行われている。

このうち、金融庁及び国土交通省の政策評価においては、政策が実施されてから現在までの長期間にわたって測定されたデータが用いられている。

(ウ) 政策効果等の調査・分析手法

政策評価においては、政策効果等に関する各種の情報・データを収集し、合理的な手法を用いて測定又は分析を行い、測定又は分析された結果について政策の目的や目標などの一定の尺度（政策評価の基準）に照らして検討し、客観的な判断を行うことが求められる。

今回、審査対象とした各府省の総合評価方式による評価をみると、以下のよう
に、参考となる調査・分析手法の適用がみられる。

（施策体系の明確化）

総合評価方式による評価を行うに当たっては、あらかじめ目標及び目標を達成するための施策を明らかにしておくことが重要である。国土交通省では、図表 I-1-3-④のとおり、施策をハード施策とソフト施策に区分し、施策の体系を明確に位置付けているものがみられる。

図表 I - 1 - 3 - ④ 施策の体系が明確に位置付けられているもの

府 省 名	国土交通省		
政策評価の名称	安全性と効率性が両立した船舶交通環境の創出—ふくそう海域における大規模海難の防止及び航行時間短縮への取組み—		
○ 政策の目的及び指標 安全性と効率性が両立した船舶交通環境を創出するため、「社会資本整備重点計画」において以下の指標を掲げた。 ・「ふくそう海域における航路を閉塞するような大規模海難の発生数」 【平成 15 年度～19 年度の発生数を 0 とする】 ・「ふくそう海域における管制船舶の入港までの航行時間の短縮」 【平成 14 年度に比べ東京湾において約 15%短縮（19 年度）】			
○ 対象とする施策 当該指標を達成するための取組を、ハード施策（海上交通環境の整備）とソフト施策（安全対策の推進）に大別した上で、各区分の評価を行い、指標達成について総合評価を行っている。			
<目標と評価対象施策との関係>			
	目 標	ふくそう海域における航路を閉塞 するような大規模海難の発生数	ふくそう海域における管制船舶の 入港までの航行時間の短縮
海上交通環境の整備	主要国際幹線航路の整備及び保全	○	○
	A I S を活用した次世代型航行支援システムの整備	○	○
	高機能航路標識等の整備	○	○
	海上交通センターの拡充	○	○
	航行援助システムの I T 化	○	
安全対策の推進	海難防止思想の普及等	○	
	海上交通センター等の的確な運用	○	○
	海上交通法令の励行等の実施	○	
	新しい交通体系の導入等に向けた検討	○	
(注) 1 ふくそう海域とは、東京湾、伊勢湾、瀬戸内海及び関門港を指す。 2 国土交通省の評価書を基に当省が作成した。			

(政策効果の把握)

政策が目的達成のために妥当かどうか、こういった事業がどのように実施されるべきか、政策実施のためにどれだけの資源が必要なのかなど、政策の論理的な構造を検証しているものは少ない。このような中で、文部科学省では、図表 II - 1 - 3 - ⑤のとおり、政策の論理的な構造（インプット→アウトプット→アウトカムという政策の流れ（ロジック・モデル））について、予想される仮定の連鎖の因果関係の分析とともに政策効果の把握が行われているのがみられる。

図表 I - 1 - 3 - ⑤ 政策の論理的な構造について分析がされ、政策効果の把握が行われているもの

府 省 名	文部科学省																																																												
政策評価の名称	重要対象分野に関する評価書－若年者雇用対策－																																																												
<p>○ 青少年の意欲向上・自立支援事業（自立に支援を要する青少年の体験活動）の効果</p> <p>本事業は、青少年が自立した人間として成長することを支援するため、ひきこもりなど社会との関係が希薄な青少年の福祉作業所などでの社会体験への参加を支援したり、不登校やいわゆるニートなどの悩みを抱える青少年に対し、自然体験や生活体験に取り組む機会を提供する委託事業である。</p> <p>本事業について、インプット⇒アウトプット⇒アウトカムのロジック・モデルに基づいて、効果を分析した。</p> <p>(1) インプット・アウトプット</p> <p>「青少年の意欲向上・自立支援事業」は、平成 17 年度から開始され、18 年度には 1.85 億円、19 年度には 1.88 億円の予算が措置されている。その結果、以下のとおり、青少年の自立のための支援体制の整備が進んだ。</p> <p>【自立に支援を要する青少年を対象とした体験活動の取組を実施した都道府県数と事業数】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>年度</th> <th>17</th> <th>18</th> <th>19</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">ひきこもり青年、不登校児童・生徒、ニート等の自立に支援を要する青少年を対象とした体験活動の取組を実施した</td> <td>都道府県数</td> <td>31</td> <td>36</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>事業数</td> <td>96</td> <td>112</td> <td>138</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) アウトカム</p> <p>平成 17～19 年度に実施した事業のうち、青年長期社会体験推進事業（対象：ひきこもり青年）に参加した青少年の変容は以下のとおりである。</p> <p>【青年長期社会体験推進事業（対象：ひきこもり青年）に参加した青少年の変容状況】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">分類</th> <th>人数</th> <th>%</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">改善</td> <td>進学</td> <td>29</td> <td>5%</td> </tr> <tr> <td>復学（通信制を含む）</td> <td>49</td> <td>8%</td> </tr> <tr> <td>就職した</td> <td>36</td> <td>6%</td> </tr> <tr> <td>求職活動を始める</td> <td>84</td> <td>14%</td> </tr> <tr> <td>アルバイトに就く</td> <td>79</td> <td>13%</td> </tr> <tr> <td>ボランティア活動等を継続する</td> <td>70</td> <td>12%</td> </tr> <tr> <td>定期的な相談に通う</td> <td>101</td> <td>17%</td> </tr> <tr> <td>外出できる</td> <td>40</td> <td>7%</td> </tr> <tr> <td>家族と食事や対話ができる</td> <td>13</td> <td>2%</td> </tr> <tr> <td>具体的な行動まではつながらなかったが、意欲が向上したと臨床心理士等第三者が認めた</td> <td>8</td> <td>1%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">変化なし</td> <td>89</td> <td>15%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td>598</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 評価</p> <p>自立に支援を要する青少年として、ひきこもり青年、不登校児童・生徒、ニート等を対象とした事業を実施した平成 19 年度の都道府県数は、17 年度の 31 道府県から 40 道府県に増加しており、支援体制の整備が伺える。また、事業数については、96 事業から 138 事業に増加している。それぞれの内訳についても、概ね順調に増加しており、本施策については、順調に進捗した。</p> <p>また、参加者の変容については、ひきこもり青年は 85 パーセントの改善、不登校児童・生徒は 86 パーセントの改善、ニートは 89 パーセントの改善を示し、自立に支援を要する青少年に対する体験活動の高い有効性が示された。</p> <p>(注) 文部科学省の評価書を基に当省が作成した。</p>						年度	17	18	19	ひきこもり青年、不登校児童・生徒、ニート等の自立に支援を要する青少年を対象とした体験活動の取組を実施した	都道府県数	31	36	40	事業数	96	112	138	分類		人数	%	改善	進学	29	5%	復学（通信制を含む）	49	8%	就職した	36	6%	求職活動を始める	84	14%	アルバイトに就く	79	13%	ボランティア活動等を継続する	70	12%	定期的な相談に通う	101	17%	外出できる	40	7%	家族と食事や対話ができる	13	2%	具体的な行動まではつながらなかったが、意欲が向上したと臨床心理士等第三者が認めた	8	1%	変化なし		89	15%	合計		598	100%
	年度	17	18	19																																																									
ひきこもり青年、不登校児童・生徒、ニート等の自立に支援を要する青少年を対象とした体験活動の取組を実施した	都道府県数	31	36	40																																																									
	事業数	96	112	138																																																									
分類		人数	%																																																										
改善	進学	29	5%																																																										
	復学（通信制を含む）	49	8%																																																										
	就職した	36	6%																																																										
	求職活動を始める	84	14%																																																										
	アルバイトに就く	79	13%																																																										
	ボランティア活動等を継続する	70	12%																																																										
	定期的な相談に通う	101	17%																																																										
	外出できる	40	7%																																																										
	家族と食事や対話ができる	13	2%																																																										
	具体的な行動まではつながらなかったが、意欲が向上したと臨床心理士等第三者が認めた	8	1%																																																										
変化なし		89	15%																																																										
合計		598	100%																																																										

(政策の問題点の把握と原因分析)

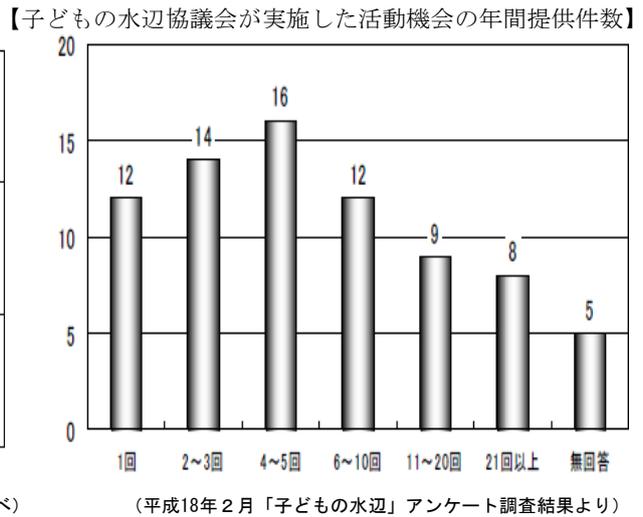
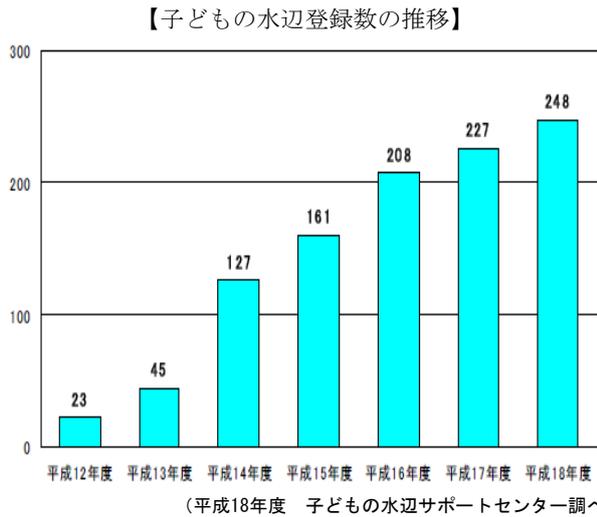
各府省により行われた政策評価においては、政策の問題点について深く掘り下げた分析がなされているものは依然として少ない。こうした中で、国土交通省では、図表 I-1-3-⑥のとおり、各取組の進ちょく状況を定量的に検証するとともに、今後の課題について深く掘り下げた分析が行われているのがみられる。

図表 I-1-3-⑥ 政策の問題点について深く掘り下げた分析が行われているもの

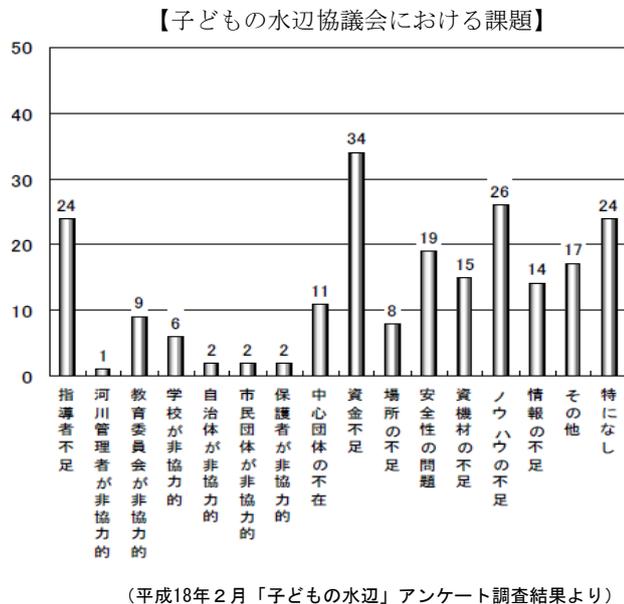
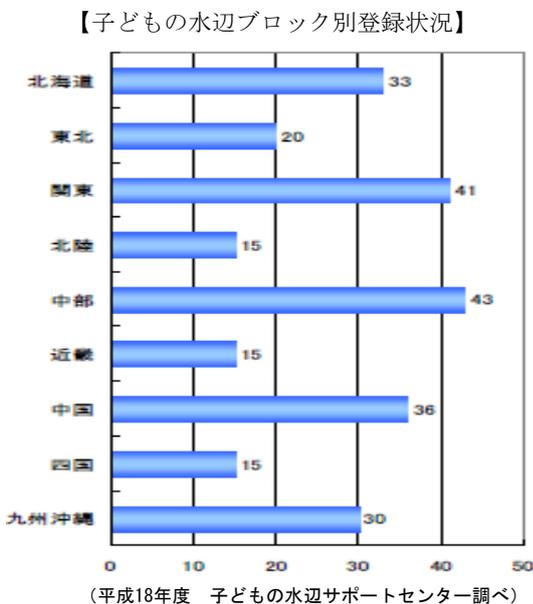
府 省 名	国土交通省
政策評価の名称	河川環境の整備・保全の取組み－河川法改正後の取組みの検証と今後の在り方－

○ 川に学ぶ社会（河川における環境教育）

平成10年の「川に学ぶ」社会をめざしての報告以降、河川における環境教育は着実に広がってきた。河川の情報提供、出前講座、資機材の整備・貸出、子どもの水辺への支援等、河川管理者の取組みが根付きつつある。子どもの水辺は増加しており、3省連携（文部科学省、環境省、国土交通省）による取組みが広がっている。



しかしながら、平成18年に子どもの水辺協議会に実施したアンケート結果等を分析すると以下の課題が見られる。



- ・ 子どもの水辺の登録数は伸びてはいるが、全国的には偏在しており、全国的に広がるような施策の改善を行っていく必要がある。
- ・ 活動を促進するために、現地での活動に必要とされる資金、ノウハウや指導者等の確保を進める必要がある。
- ・ 川での体験活動に関して、地域での市民団体等とRACの指導者等の情報共有を進める必要がある。

(注) 国土交通省の評価書を基に当省が作成した。

(3) 今後の課題

(政策評価の設計)

総合評価方式は、政策効果を具体的に明らかにし、政策の問題点を把握するとともにその原因を分析し、問題点の解決に資する情報を提供するものであり、総合評価方式による評価を的確に行うためには、政策評価の設計を十分に検討することが必要である。

まず、政策評価の目的や評価を行うに当たっての問題意識をあらかじめ明確にすることが重要であり、評価テーマを設定するに当たって、十分な検討を行うことが求められる。

その上で、得ようとする情報の内容に応じて、合理的な調査・分析手法を選択し組み合わせるとともに、実際の政策効果等の把握に必要な情報・データに基づいて評価を行うことが重要である。

また、政策効果の把握、政策の問題点の把握とその原因分析が行われ、他の評価方式では必ずしも得ることができない多様な情報を得るためには、政策目標とそれを達成するための各政策手段の役割分担がそれぞれ明確にされていることも重要である。

(政策効果等の調査・分析手法)

各府省により行われた政策評価の中には、的確な調査・分析手法が適用されているものがあり、総合評価方式による評価を的確に行うためには、こうした他府省の事例を参考にすることが有益である。

(政策の問題点の把握と原因分析)

各府省により行われた政策評価においては、政策の問題点を把握しその原因について詳細な分析を行っているものは依然として少ない。政策の見直しや改善に資する評価を行うためには、政策の問題点の把握のみならず、その原因について掘り下げた分析を行うことが必要である。

(総合評価方式の積極的な活用)

実績評価方式による評価を行っている政策のうち、その特性により、目標に関し達成しようとする水準を数値化等により特定することが困難であるとされるものについては、実績評価方式として期待される機能を発揮することに限界があることから、総合評価方式による評価を積極的に活用していくことも有効である。

また、目標が達成されていないなど問題のある政策について、総合評価方式の特性をいかして、目標が達成されていないなどの問題点の原因を様々な角度から掘り下げて分析、検証することが有益である。